

クロマグロ資源管理に対する意見書（案）

太平洋クロマグロは、平成27年から漁獲量制限により資源管理が開始され、これまでも沿岸漁業では、毎年のように小型魚の操業自粛が余儀なくされてきた。また、本年1月から国管理で始まった近海かつお・まぐろ漁業による大型魚は漁獲上限に近づいたことより、5月に操業停止が勧告され、漁業経営や地域経済に悪影響を及ぼしている。

和歌山県那智勝浦町の勝浦市場は、日本一のはえ縄による生マグロの水揚げ基地として、日本各地から年間約1500隻の漁船により、約10000トンのマグロ類の水揚げを誇っている。中でもクロマグロは年間約50トンを取り扱っており、地域においては大切な漁業資源であるとともに、観光資源としても重要な役割を担っている。

しかしながら、勝浦市場で最も水揚げの多いはえ縄漁業は、クロマグロ以外のマグロ類だけを漁獲することは技術的に不可能なため、国管理分の大型魚の操業停止勧告によって市場全体の水揚げが激減している。また、7月から始まる大型魚の県管理枠は僅かであり、このままでは、市場の存続にも大きく影響するものと危惧される。

現在、大型魚の枠配分は、国留保724.7トン、大中型まき網漁業3063.2トンに対して、近海かつお・まぐろ漁業等の枠配分は167.0トン、県管理枠は3.9トンと非常に少量で、漁獲圧の高い大中まき網漁業等との枠配分の格差が大きく、このままでは、零細な漁船漁業が疲弊するとともに、適正な資源管理を進める上でも、大きく影響するところである。

以上のように、クロマグロは、本県の重要な基幹産業である水産業において、大切な漁業資源だけではなく、地域の経済や振興に大変重要な役割を担っており、地域の実情に応じたクロマグロ資源管理に係る枠配分の検討並びに沿岸漁業者等への対策を早急に講じるよう、政府に対し強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材  
(提出者)

農林水産委員会委員長 川畑 哲哉

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

水産庁長官